

能〈熊坂〉小考

竹本幹夫

中世の義経伝説には、源流となる説話が文献の形で残っていないため、作品化された同一話題の物語にそれぞれ相違があり、系統関係が掴みにくい。牛若・義経伝記の主流は『義経記』と考えられてきたが、同様に比較的多数の連作を擁する幸若舞詞章もこれに匹敵する質量を備えて、果たして何が牛若・義経伝説の正統なのかは、不明確なのである。

能にももちろん複数の牛若物・判官物が存在するが、実は多岐にわたる義経伝説中で、文献上の初出例は能の関連記事である。すなわち世阿弥の芸論中にも判官物の能作品の存在を窺わせる記事があり、永享四年(二四三三)三月十四日伏見宮御所で矢田猿樂が上演した「九郎判官東下向」がそれに次ぐ。例えば『申楽談儀』に曲名が見える世阿弥作〈屋島〉のような義経がシテの能は、むしろ本説は『平家物語』、息男元能の試作らしい「源氏屋島に下るといふこと」(散佚)もこれに同類であったろうから、今は判官物には含めない。ちなみに、義経のことを「源氏」とか「源」と呼ぶ例が『義経記』や『幸若』にはある。一方

「弁慶(の物語)を聞かせ所にしたらしい能の存在も同書には示唆されており、義経・弁慶主従が佐藤継信・忠信兄弟の実家を訪ね、乞われて弁慶が屋島合戦の物語をする(撰待)の原曲であろうとされる。『平家』にはない題材であり、『義経記』や『幸若』に類話のある判官伝説に基づいていよう。

実は「九郎判官東下向」を〈烏帽子折〉とするのがかつての通説であったが、牛若が元服した夜の事件を描く同曲では、義経はまだ「九郎判官」ではない。従って〈烏帽子折〉は該当しないとすする説(内山美樹子氏「烏帽子折をめぐって」『芸能史研究』一三八号・一九九七年七月)があり、従うべきであろう。矢田座の伏見宮での上演曲の大半が観世座から譲り受けたと思われる世阿弥系の作品なので、「九郎判官東下向」も世阿弥系統の能であったろう(撰待)のことと考えたい。

「九郎判官東下向」ではないとした〈烏帽子折〉と本日の上演曲(熊坂)は、同一題材を扱いながら、現在能と夢幻能という構造の違いがある。室町後期には〈烏帽子折〉を「現在熊

坂」、〈熊坂〉を「幽霊熊坂」と呼ぶ。

〈熊坂〉の文献上の初出例は、『申楽談儀』付載の後人注記である永正十一年(一五一四)十月二十八日の南都祈雨能番組十七番の内に「幽霊熊坂」とあって宝生方の所演らしい。また永正十五年成立の『閑吟集』二七一番歌に本曲の一節が引用される。これらとほぼ同時代と思われる『舞芸六輪』には雑之能の部に「くまさか」の名で見えるが、『自家伝抄作者付』や『能本作者注文』(作者不分明)には「くまさかゆふれい」「幽霊熊坂」とある。要するに〈熊坂〉は永正年間には成立していたことが明らかで、謡としても人口に膾炙していたものである。「熊坂」とも「幽霊熊坂」とも呼ばれていたわけだが、「幽霊」とわざわざ注記するのは、「現在熊坂」(「烏帽子折」と区別するため)であることは明らかで、〈烏帽子折〉も「幽霊熊坂」の曲名が見える永正十一年以前には、当然成立していたことになる。

一方〈烏帽子折〉の文献上の初出例は、『能本作者注文』に「熊坂現在也」と見え、『自家伝抄』にも「くまさかけんさい、みやます」と見えるのが早い例である。『いろは作者注文』には「現在熊坂」と「烏帽子折」の両曲名を載せるが、江戸期の資料ではおおむね「烏帽子折」とある。(「烏帽子折」の上演記録は、能勢朝次博士の『能楽源流考』によれば、天文十九年(一五五〇)三月四日の江州守山の小童猿樂が春日社頭での法楽能に「現在熊坂」を演じたの

が初出のようで『多聞院日記』、同月二十七日に同じ小童猿樂が元興寺観音堂で勸進猿樂を行った際に再び「現在熊坂」が舞われる。なおこの勸進能の第三日にあたる三月晦日には「熊坂」が演じられ、翌四月六日には大乗院でも同猿樂が翁付き六番の能を上演した五番目にも「熊坂」が見えるが、こちらは「幽霊熊坂」の方であろう。両種の「熊坂」を近接して二度も演じたのは得意曲だったからであろうが、レパートリーが少なかったからでもあろう。〈烏帽子折〉も記録的には「幽霊熊坂」に遅れるものの、「現在熊坂」と呼ばれて諸方で演じられていたのであろう。

なお「烏帽子折」の曲名は江戸期に入ってからのもので考えた方が良く、恐らくは幸若舞之本「烏帽子折」の影響下で〈烏帽子折〉と改称されたかと思われる。なお幸若舞の具体的な曲名の初出例(多田満仲「奥州佐藤兄弟事」)は『鹿苑日録』明応七年(一四九八)二月二十九日条とされ、幸若舞の詞章が現存本の形で定着するのは一六世紀中葉とされるから(岩波新古典大系「舞之本」麻原美子氏解説五九二頁)、両「熊坂」が現存幸若詞章の直接の影響下に成立した可能性は少ない。

問題は「幽霊熊坂(〓熊坂)」と「現在熊坂(〓烏帽子折)」の先後である。両曲ともに盗賊の首魁が熊坂長範であることは幸若「烏帽子折」に一致する。幸若では長範が自らの出自を語る場面があるが、能ではどちらも熊坂長範は

自明の存在として登場する。この点、現存舞之本の成立が能に遅れるとしても、幸若「烏帽子折」の説話的な背景は、〈熊坂〉(烏帽子折)以前に遡るものであったことが想像可能である。とくに能(烏帽子折)は、長範配下の盗賊の名前こそ違っているものの、物語の大筋がほぼ幸若「烏帽子折」に等しく、幸若と同内容の説話を要約したと見てよい。幸若との小異の類いは、おおむね劇化に際しての改訂の結果と考えられるのである。〈烏帽子折〉の内容は熊坂退治が主で、牛若元服が従であるが、これも劇化の工夫であろう。

試みにこれを『義経記』巻二に見える牛若の盗賊退治譚と比較すると、『義経記』には牛若の元服の事が見えず、熊坂長範の名前も見えないなど、内容が大異なる。吉次に従って奥州に下向する途中で少年牛若もしくは義経が盗賊を退治するという伝説は古くからあったのであろうが、『義経記』と幸若や能とは、明らかに系統を異にする説話が派生していることが判る。能(烏帽子折)は幸若「烏帽子折」と同系の牛若説話に基づいており、永正年間以前には成立していたわけである。

能(熊坂)の問題は、本曲が熊坂長範を主人公とする幽霊能でありながら、前シテが自らの素性を述べないことである。熊坂の墓所を案内しても葬られた主の名をそれと明示しない。幸若「烏帽子折」にあるように熊坂の犯罪歴を得々と述べることは、能の「クセ」では恐

らくあり得ないのだろうが、ワキ僧を導いた庵室には武具を揃え、付近の盗賊退治をする武刃だてを恥じらいつつも告白するという、大盗賊熊坂長範の化身には不似合いな設定である上に、とうとう最後まで名乗らずに中入してしまう。それなのに後シテ登場時にワキから「熊坂の長範にてましますか」と逆に呼ばれる展開は、中入アイの段で、前シテが長範の亡霊であろうとの説明がなければ絶対に成り立たない。

また手下に磨針太郎兄弟がいること、一度は諦めかけるが思い返して戦いを挑むこと、最後は「打ち物態にてかなふまじ」と得物を「投げ捨て」「大手を広げて」襲いかかるが斬られてしまうこと、などの点が能(熊坂)は能(烏帽子折)に共通する。他方、義経を「牛若」と呼ぶのは(熊坂)独自だが、不用意な印象である。原本の誤記ではなからうか。

要するに能(熊坂)は説話的な独自性をほとんど能(烏帽子折)に負っているのであり、その影響下に成立した可能性が大である。得物の長刀が能(烏帽子折)の太刀と相違し、幸若「烏帽子折」と共通するのは、長刀あしらいを演技の眼目とする点に新しさを求めたもので、幸若の設定とはたまたま一致したものであるのではなからうか。確かに(熊坂)の長刀は魅力的な演じどころであり、その一点で成功作となったのである。

(早稲田大学教授)